

# 湖沼水質保全特別措置法に基づく 規制基準のてびき

令和 3 年 3 月

千葉県環境生活部水質保全課

## 1. 湖沼水質保全特別措置法の概要

### (1) 目的

この法は、水質汚濁の著しい湖沼の水質の保全を図るため、環境基準の確保が緊急に必要な湖沼について、その水質保全を推進するための計画を策定し、また、水質汚濁の原因となる施設に必要な規制等の特別な措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活を確保することを目的とし、制定されたものです。

### (2) 定義

この法の中で使われている主な用語の定義は次のとおりです。

- ①指定湖沼：知事の申し出に基づき、環境大臣が指定する湖沼で、千葉県に關係する指定湖沼は、印旛沼、手賀沼及び霞ヶ浦。
- ②指定地域：環境大臣が、知事の意見を聴いて指定する地域で、指定湖沼の水質の汚濁に關係があると認められる地域。(参考の図を参照)
- ③湖沼特定施設：指定地域内にあつて、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設及び法第14条の規定により当該施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）。
- ④みなし指定地域特定施設：以下のア、イに示す施設。
  - ア 病床数が120以上299以下であるもの（以下「みなし病院」という。）に設置されるちゅう房施設、洗淨施設及び入浴施設。
  - イ 建築基準法施行令により算定した処理対象人員が、201人以上500人以下のし尿浄化槽（以下「みなし浄化槽」という。）。
- ⑤汚水処理施設等：下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設若しくは浄化槽又は土地改良法に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設（浄化槽に限る。）。
- ⑥湖沼特定事業場：湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排水量」という。）が50m<sup>3</sup>以上のもの。
- ⑦規制基準：湖沼特定事業場から公共用水域に排出される水の汚濁負荷量（化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量で表示した汚濁負荷量）について定める許容限度をいう。

### (3) 規制基準の算定方法

- ①別表第1に掲げる規制基準の適用期日以後新たに設置される湖沼特定事業場（汚水処理施設等を設置する湖沼特定事業場を除く。以下「新設事業場」という。）の場合は次の算式による。

$$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3} \quad (1 \text{ 号式})$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg／日）

Q：排出水の量で届出の最大値（単位：m<sup>3</sup>／日）

a 及び b：別表第 2、第 3 又は第 4 に掲げる定数

②新設事業場以外の湖沼特定事業場（污水处理施設等を設置する湖沼特定事業場を除く。以下「既設事業場」という。）の場合は次の算式による。

$$L = \{ a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q_0^{b_0} \} \times 10^{-3} \quad (2 \text{ 号式})$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg／日）

Q：排出水の量で届出の最大値（単位：m<sup>3</sup>／日）

Q<sub>0</sub>：別表第 1 に掲げる規制基準の適用の際における排出水の量で届出の最大値（単位：m<sup>3</sup>／日）

a、a<sub>0</sub>、b 及び b<sub>0</sub>：別表第 5、第 6 又は第 7 に掲げる定数

③污水处理施設等を設置する湖沼特定事業場の場合は次の算式による。

$$L = C \cdot d \cdot Q \times 10^{-3} \quad (3 \text{ 号式})$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg／日）

Q：排出水の量で届出の最大値（単位：m<sup>3</sup>／日）

C：水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例に基づく排水基準（以下、「上乗せ基準」という。）（単位：mg／L）

d：別表第 8 又は第 9 に掲げる定数

#### （4）換算濃度値

（3）の①～③の算式により得られた汚濁負荷量規制基準値 L を届出最大排水量 Q で割って得られる濃度値を、汚濁負荷量規制基準値 L の換算濃度値とし、今後は、この数値を目安として排水管理に努めてください。

別表第1 規制基準の適用期日

(1) 化学的酸素要求量に係るもの

業種又は施設	特定施設番号(注1)	適用期日
下記以外の業種又は施設	下記以外のものとみなし 病院、みなし浄化槽	昭和62年9月1日
共同調理場、弁当仕出屋、弁当 製造業及び飲食店	66の4、66の5、66の6、 66の7、66の8	平成元年10月1日
トリクロロエチレン又はテトラクロ ロエチレンによる洗浄施設及び トリクロロエチレン又はテトラクロ ロエチレンの蒸留施設	71の5、71の6	平成5年12月1日
ジクロロメタンによる洗浄施設 又はジクロロメタンの蒸留施設		平成12年3月1日
廃棄物処理施設の一部(注2)	71の3と71の4の一部	平成11年4月1日
石炭を燃料とする火力発電施設 のうち、廃ガス洗浄施設	63の3	平成13年7月1日
界面活性剤製造業の用に供する 反応施設、エチレンオキサイド又 は1,4-ジオキサンの混合施設	38の2、66の2	平成24年5月25日

(2) 窒素含有量及び燐含有量に係るもの

業種又は施設	特定施設番号(注1)	適用期日
下記以外の業種又は施設	下記以外のものとみなし 病院、みなし浄化槽	平成5年12月1日
トリクロロエチレン又はテトラクロ ロエチレンによる洗浄施設及び トリクロロエチレン又はテトラクロ ロエチレンの蒸留施設	71の5、71の6	
ジクロロメタンによる洗浄施設 又はジクロロメタンの蒸留施設		平成12年3月1日
廃棄物処理施設の一部(注2)	71の3と71の4の一部	平成11年4月1日
石炭を燃料とする火力発電施設 のうち、廃ガス洗浄施設	63の3	平成13年7月1日
界面活性剤製造業の用に供する 反応施設、エチレンオキサイド又 は1,4-ジオキサンの混合施設	38の2、66の2	平成24年5月25日

- (注1) 水質汚濁防止法施行令別表第1 (以下「政令別表」という。) に掲げる施設番号。
- (注2) 政令別表第71号の3及び第71号の4イに掲げる特定施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (平成9年政令第269号) により新たに特定施設となったもの並びに政令別表第71号の4ロに掲げる特定施設。

別表第2 化学的酸素要求量の規制基準を定める係数（新設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (BOD 又は COD) (mg/L)	a	b	
1	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの	2～10、 13～18の2、 52、63の2、69	25	28.3	0.97
		日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの		10	10.4	0.99
2	動物系飼料等製造業	11	10	10.4	0.99	
3	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業	1、27	70	86.2	0.95	
4	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの	66の3～66の8	20	22.7	0.97
		日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの		10	10.4	0.99
5	病院施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの	68の2	20	24.6	0.95
		日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの		10	10.4	0.99
6	し尿処理施設	72	10	10.4	0.99	
7	浄水施設	64の2	10	10.4	0.99	
8	水産物卸売市場に係る施設	69の2	10	10.4	0.99	
9	ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの	71の3、71の4	20	24.6	0.95
		日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの		10	10.4	0.99
10	畜産関係特定施設	1の2、74	120	136	0.97	
11	その他の業種又は施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの	1、12、 18の3～51の3、 53～63、63の3、 64、65～66の2、 67、68、70～71の2、 71の5、71の6、 74	20	22.7	0.97
		日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの		10	10.4	0.99
12	みなし病院施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの	みなし病院	20	24.6	0.95
				60	73.9	0.95
				10	10.4	0.99
				60	73.9	0.95
13	みなし浄化槽		みなし浄化槽	10	10.4	0.99
				60	68.0	0.97
				90	102	0.97

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。

別表第3 窒素含有量の規制基準を定める係数（新設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (mg/L)	a	b	
1	畜産関係特定施設	1の2、74	30	40.2	0.93	
2	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの 日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの	2～10、 13～18の2、 52、63の2、69	20	23.6	0.96
				10	11.8	0.96
3	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの 日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの	66の3～66の8	20	26.8	0.93
				10	13.4	0.93
4	病院施設	68の2	10	13.4	0.93	
5	みなし病院施設	みなし病院	15	20.1	0.93	
6	みなし浄化槽	みなし浄化槽	30	40.2	0.93	
			20	26.8	0.93	
7	し尿処理施設	72	20	13.6	0.96	
8	その他の業種又は施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの 日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの	1、11、12、 18の3～51の3、 53～63、 63の3～66の2、 67、68、 69の2～71の6、 74	15	17.0	0.97
				10	11.3	0.97

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。

別表第4 燐含有量の規制基準を定める係数（新設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (mg/L)	a	b	
1	畜産関係特定施設	1の2、74	4	5.36	0.93	
2	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの 日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの	2～10、 13～18の2、 52、63の2、69	1	1.18	0.96
				0.5	0.59	0.96
3	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの 日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの	66の3～66の8	2	2.68	0.93
				1	1.34	0.93
4	病院施設	68の2	1	1.34	0.93	
5	みなし病院施設	みなし病院	2	2.68	0.93	
6	みなし浄化槽	みなし浄化槽	4	5.36	0.93	
			2	2.68	0.93	
7	し尿処理施設	72	2	2.36	0.96	
8	その他の業種又は施設	日平均排水量が500m <sup>3</sup> 未満のもの 日平均排水量が500m <sup>3</sup> 以上のもの	1、11、12、 18の3～51の3、 53～63、 63の3～66の2、 67、68、 69の2～71の6、 74	1	1.13	0.97
				0.5	0.57	0.97

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。

別表第5 化学的酸素要求量の規制基準を定める係数（既設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (BOD又はCOD) (mg/L)	a	a <sub>0</sub>	b	b <sub>0</sub>	
1	食料品製造業、 皮革製造業、死 亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗び ん施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	25	28.3	28.3	0.97	0.97	
			80	90.7	90.7	0.97	0.97	
			130	147	147	0.97	0.97	
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			25	28.3	28.3	0.97	0.97	
2	動物系飼料等製造業	11	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			80	98.6	98.6	0.95	0.95	
3	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げ に付随する塩水を原料とする無機化 学工業製品製造業	1、27	70	86.2	86.2	0.95	0.95	
4	旅館業、共同調 理場、弁当仕出 屋、弁当製造業 及び飲食店	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	20	22.7	22.7	0.97	0.97	
			60	68.0	68.0	0.97	0.97	
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			60	68.0	68.0	0.97	0.97	
5	病院施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	20	24.6	24.6	0.95	0.95	
			60	73.9	73.9	0.95	0.95	
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			60	73.9	73.9	0.95	0.95	
6	し尿処理施設	72	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			30	34.0	34.0	0.97	0.97	
			60	68.0	68.0	0.97	0.97	
			90	102	102	0.97	0.97	
7	浄水施設	64の2	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			20	22.7	22.7	0.97	0.97	
8	水産物卸売市場に係る施設	69の2	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			30	37.0	35.5	0.95	0.96	
9	ごみ焼却施設及 び産業廃棄物 処理施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	20	24.6	24.6	0.95	0.95	
			25	34.9	34.9	0.92	0.92	
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			25	34.9	34.9	0.92	0.92	
10	畜産関係特定施設	1の2、74	120	136	136	0.97	0.97	
11	その他の業種又 は施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	1、12、 18の3～51の3、 53～63、63の3、	20	22.7	22.7	0.97	0.97
			25	28.3	28.3	0.97	0.97	
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	64、65～66の2、 67、68、70～71 の2、	10	10.4	10.4	0.99	0.99
			71の5、71の6、 74	25	28.3	28.3	0.97	0.97
12	みなし病院施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	みなし病院	20	24.6	24.6	0.95	0.95
				60	73.9	73.9	0.95	0.95
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの		10	10.4	10.4	0.99	0.99
				60	73.9	73.9	0.95	0.95
13	みなし浄化槽	みなし浄化槽	10	10.4	10.4	0.99	0.99	
			60	68.0	68.0	0.97	0.97	
			90	102	102	0.97	0.97	

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。



別表第6 窒素含有量の規制基準を定める係数（既設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (mg/L)	a	a <sub>0</sub>	b	b <sub>0</sub>	
1	畜産関係特定施設	1の2、74	40	53.6	53.6	0.93	0.93	
2	食料品製造業、 皮革製造業、死 亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗び ん施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	2～10、 13～18の2、	30	35.5	35.5	0.96	0.96
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	52、63の2、69	20	23.6	22.7	0.96	0.97
3	旅館業、共同調 理場、弁当仕出 屋、弁当製造業 及び飲食店	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	66の3～66の8	30	40.2	38.5	0.93	0.94
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの		20	26.8	26.8	0.93	0.93
4	病院施設	68の2	30	40.2	37.0	0.93	0.95	
5	みなし病院施設	みなし病院	30	40.2	40.2	0.93	0.93	
6	みなし浄化槽	みなし浄化槽	70	93.8	93.8	0.93	0.93	
7	し尿処理施設	72	50	59.1	59.1	0.96	0.96	
8	その他の業種又 は施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	1、11、12、 18の3～51の3、 53～63、 63の3～66の2、	30	34.0	34.0	0.97	0.97
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	67、68、 69の2～71の6、 74	20	22.7	22.7	0.97	0.97

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。

別表第7 燐含有量の規制基準を定める係数（既設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (mg/L)	a	a <sub>0</sub>	b	b <sub>0</sub>	
1	畜産関係特定施設	1の2、74	6	8.04	8.04	0.93	0.93	
2	食料品製造業、 皮革製造業、死 亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗び ん施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	2～10、 13～18の2、	6	7.09	7.09	0.96	0.96
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	52、63の2、69	4	4.73	4.53	0.96	0.97
3	旅館業、共同調 理場、弁当仕出 屋、弁当製造業 及び飲食店	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	66の3～66の8	4	5.36	5.14	0.93	0.94
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの		3	4.02	4.02	0.93	0.93
4	病院施設	68の2	4	5.36	4.93	0.93	0.95	
5	みなし病院施設	みなし病院	6	8.04	8.04	0.93	0.93	
6	みなし浄化槽	みなし浄化槽	7	9.38	9.38	0.93	0.93	
7	し尿処理施設	72	6	7.09	7.09	0.96	0.96	
8	その他の業種又 は施設	日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 未満のもの	1、11、12、 18の3～51の3、 53～63、 63の3～66の2、	4	4.53	4.53	0.97	0.97
		日平均排水量が 500m <sup>3</sup> 以上のもの	67、68、 69の2～71の6、 74	3	3.40	3.40	0.97	0.97

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。

別表第8 化学的酸素要求量の規制基準を定める係数  
(汚水処理施設等を設置する湖沼特定事業場に適用)

施設		C(上乗せ基準) (mg/L)	d
地方公共団体が設置する汚水処理施設		10	1.0
		30	1.0
地方公共団体が設置する 浄化槽	建設省告示(注1)第6に定める方式	10	1.0
		60	0.50
		90	0.33
	建設省告示(注1)第7、第9、第10及び第11 に定める方式	10	1.0
		60	0.25
		90	0.17
	建設省告示(注1)第8に定める方式	10	1.0
		60	0.17
		90	0.11
農業集落排水施設		10	1.0

(注1) し尿浄化槽及び合併浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)。

(注2) 地方公共団体が設置する浄化槽のうち、建設省告示に定める方式に該当しないものにあつては、当該浄化槽における化学的酸素要求量の処理性能の値を当該浄化槽に適用される上乗せ基準の値で除して得た値(その値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、その値が1.0を超えるときは1.0とする。)を当該浄化槽に係るd値とする。

(注3) 農業集落排水施設の化学的酸素要求量の処理性能の値が10mg/L未満の場合には規定にかかわらず、当該値を当該施設に適用される上乗せ基準の値で除して得た値(その値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を当該施設に係るd値とする。

別表第9 窒素含有量及びりん含有量の規制基準を定める係数  
(汚水処理施設等を設置する湖沼特定事業場に適用)

施設		C(上乘せ基準) (mg/L)		d	
		窒素	燐	窒素	燐
地方公共団体が設置する汚水処理施設		20	2	1.0	1.0
		50	6	1.0	1.0
地方公共団体が設置する浄化槽	建設省告示(注1)第6、第7、第8に定める方式	30	4	1.0	1.0
		50	6	1.0	1.0
		70	7	1.0	1.0
	建設省告示(注1)第9定める方式	20	2	1.0	0.50
		30	4	0.67	0.25
		50	6	0.40	0.17
		70	7	0.29	0.14
	建設省告示(注1)第10に定める方式	20	2	0.75	0.50
		30	4	0.50	0.25
		50	6	0.30	0.17
		70	7	0.21	0.14
	建設省告示(注1)第11に定める方式	20	2	0.50	0.50
		30	4	0.33	0.25
		50	6	0.20	0.17
		70	7	0.14	0.14
	農業集落排水施設	処理性能の値が窒素について 15mg/L、 燐について 1mg/Lのもの	20	2	0.75
50			6	0.30	0.17
処理性能の値が窒素について 15mg/L、 燐について 0.5mg/Lのもの		20	2	0.75	0.25
		20	2	0.50	0.50
処理性能の値が窒素について 10mg/L、 燐について 1mg/Lのもの	20	2	0.50	0.50	
	20	2	0.50	0.25	

(注1) し尿浄化槽及び合併浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)。

(注2) 地方公共団体が設置する浄化槽のうち、建設省告示に定める方式に該当しないものにあつては、当該浄化槽の処理性能の値を当該浄化槽に適用される上乘せ基準の値で除して得た値(その値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、その値が1.0を超えるとき又は当該浄化槽の処理性能の値が明らかでないときは1.0とする。)を当該浄化槽に係るd値とする。

(注3) 農業集落排水施設のうち、この表に掲げる施設のいずれにも該当しないものにあつては、当該施設の処理性能の値を当該施設に適用される上乘せ基準の値で除して得た値(その値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、その値が1.0を超えるとき又は当該浄化槽の処理性能の値が明らかでないときは1.0とする。)を当該施設に係るd値とする。

## 2. 別添様式の提出

水質汚濁防止法第5条（設置届）及び第7条（構造等変更届）に基づく届出に併せて、別添様式を提出して下さい。

## 3. 提出先及び問い合わせ先

	提出先関係機関	電話	該当市町村
千葉県 出先機関	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	047-424-8092	八千代市
	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	047-361-4048	流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	043-483-1447	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町
	香取地域振興事務所 地域環境保全課	0478-54-7505	香取市
政令市	千葉市環境規制課	043-245-5194	千葉市
	船橋市環境保全課	047-436-2455	船橋市
	松戸市環境保全課	047-366-7337	松戸市
	柏市環境保全課	04-7167-1695	柏市

別添様式

湖沼特定事業場からの排水水の化学的酸素要求量(COD)・窒素・燐に関する汚染状態及び量(適用される負荷量規制基準)

排水量(m <sup>3</sup> /日)	関連特定施設番号		備考
	通常	最大	

化学的酸素要求量(COD)

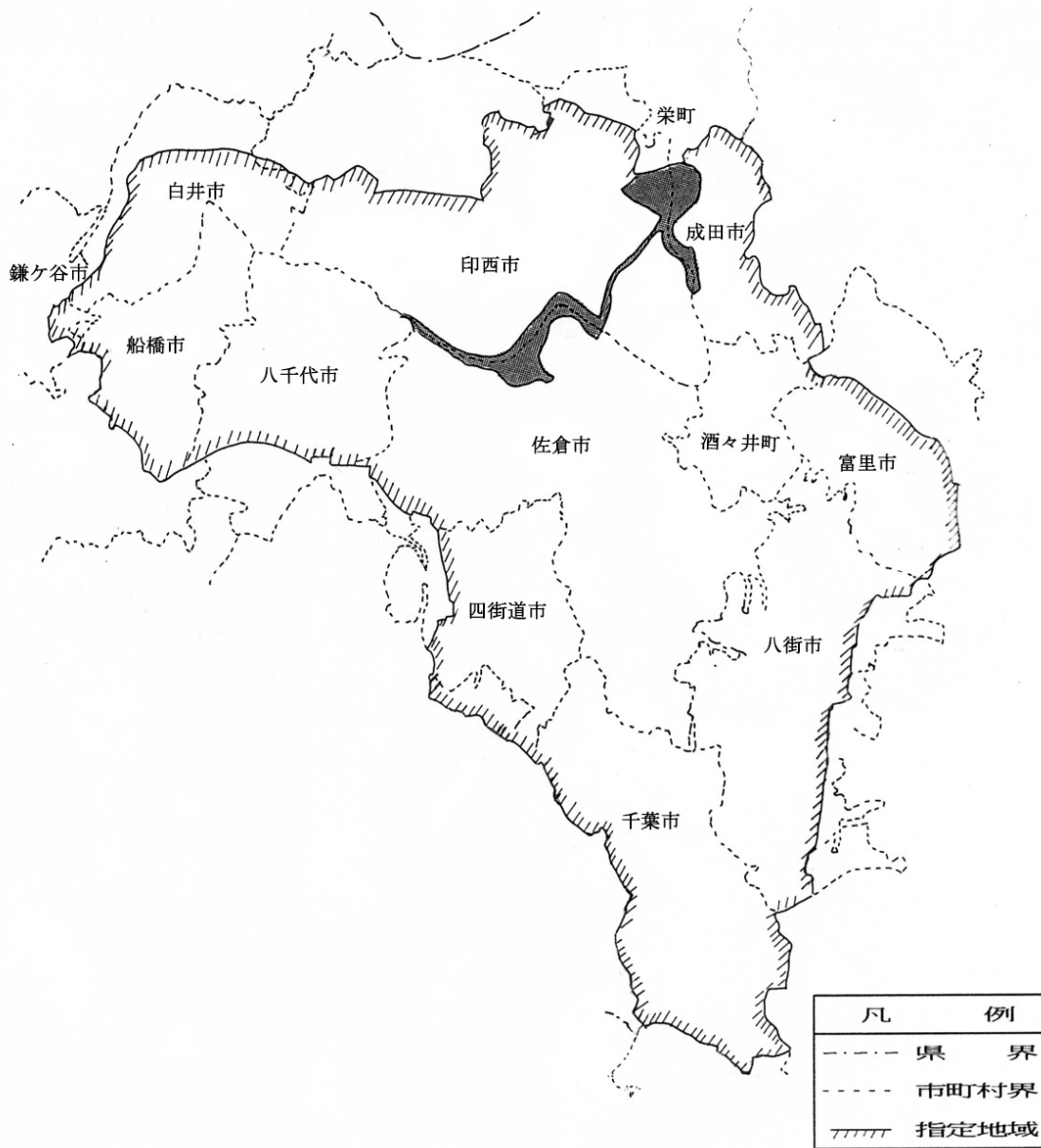
適用算定式	業種又は施設名	上乗せ基準(mg/L)	負荷量規制基準							換算濃度値(mg/L)				
			Q	Q <sub>0</sub>	a	a <sub>0</sub>	b	b <sub>0</sub>	C		d	L		

窒素及び燐含有量

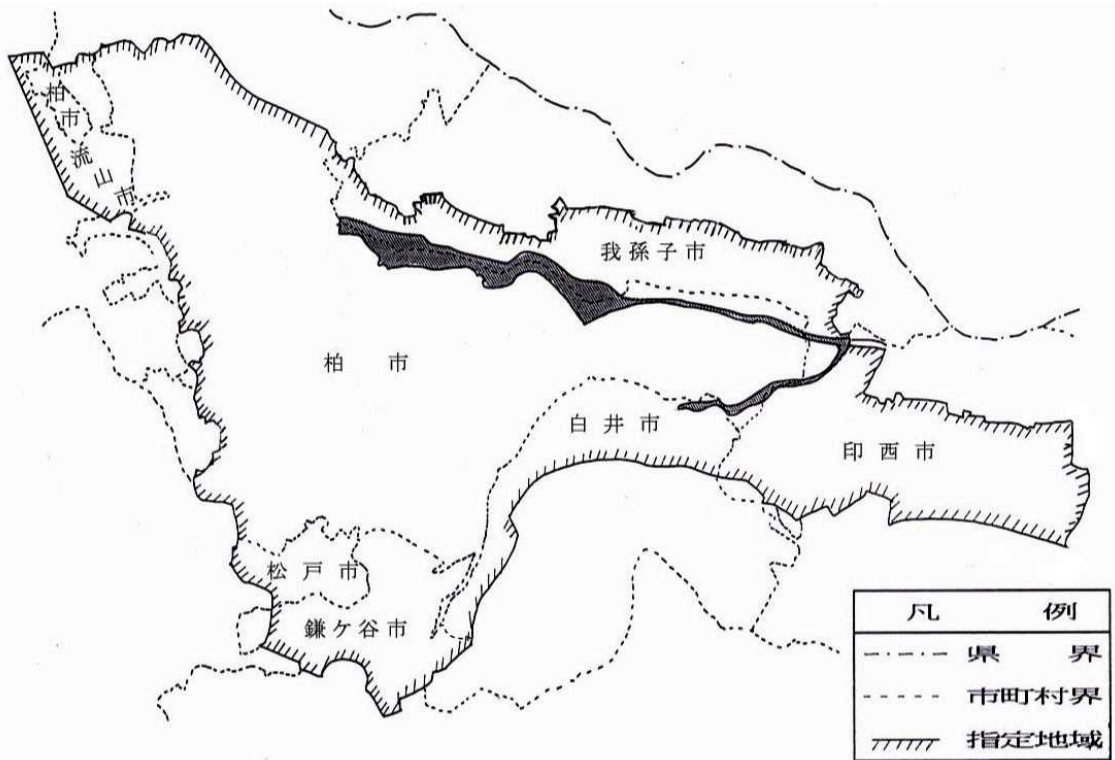
適用算定式	業種又は施設名	上乗せ基準(mg/L)	負荷量規制基準							換算濃度値(mg/L)				
			Q	Q <sub>0</sub>	a	a <sub>0</sub>	b	b <sub>0</sub>	C		d	L		
	窒素													
	燐													

<参 考>

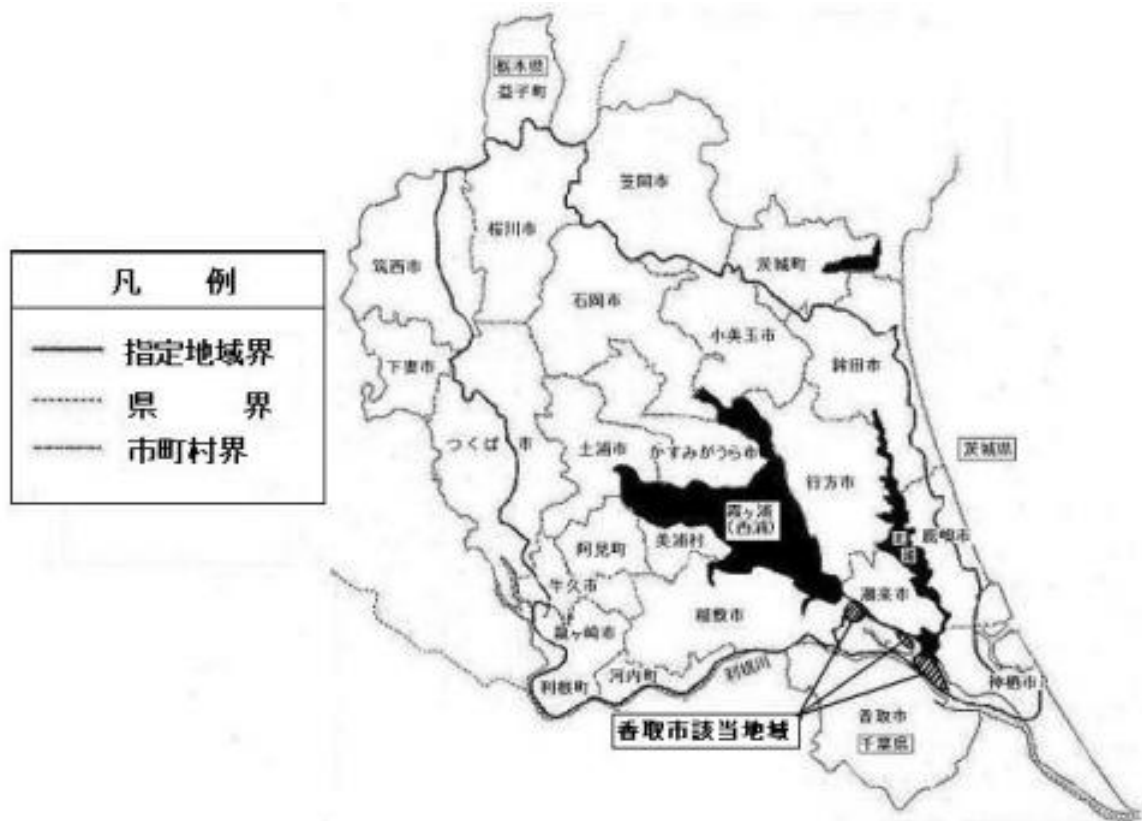
1. 印旛沼に係る指定地域



## 2. 手賀沼に係る指定地域



### 3. 霞ヶ浦に係る指定地域



(注)千葉県に係る指定地域は香取市の一部である。